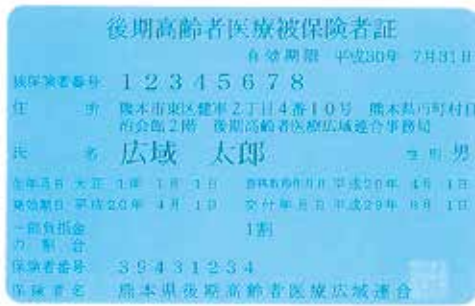


# 後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

被保険者証の変更や保険料などについてお知らせします

■8月1日（火）から被保険者証が変わります

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証「橙（だいだい）色」の有効期限は、7月31日（月）までとなっています。



▲8月1日（火）からの新しい被保険者証（水色）は、簡易書留にてご自宅に郵送します

●新しい被保険者証は「水色」です

8月1日（火）から使用できる新しい

い被保険者証（水色）を、7月中旬に簡易書留にて郵送します（受け取りには、印かんが必要です）。

現在お持ちの被保険者証（だいだい色）は、8月1日（火）以降に確実に処分していただくか、町住民生活課まで返却してください。

●負担割合が変わった場合には、被保険者証をお返しくください

負担割合が1割から3割、3割から1割になった被保険者証につきましては、受診時の間違いを防ぐために必ず町住民生活課へ返却してください。

●新しい被保険者証は「臓器提供意思表示」ができます

また、新しい被保険者証は、裏面に「臓器提供意思表示」ができるようになっていきます。

臓器提供の意思表示をする場合は、ボールペンで必要事項を記入してください。個人情報保護のためのシールは

町住民生活課窓口に用意しています。

■限度額適用・標準負担額減額認定証が変わります

現在の限度額適用・標準負担額減額認定証（だいだい色）は、7月31日

## 医療費の自己負担限度額（月額）

所得区分	医療費の自己負担限度額（月額）		入院時の食事代（1食当たり）
	外来（個人負担）	外来+入院（世帯単位）	
現役並み所得者	44,400円（H29.7まで） 57,600円（H29.8から）	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%を加算 4回目以降44,400円	360円 指定難病者の方などは260円の場合もあります
一般	12,000円（H29.7まで） 14,000円（H29.8から）	44,400円（H29.7まで） 57,600円（H29.8から）	

（月）が有効期限です。認定証（だいだい色）をお持ちで8月1日（火）以降も引き続き該当する人には、被保険者証（水色）と一緒に新しい認定証（水色）を郵送します。

なお、限度額適用・標準負担額減額認定証は、被保険者の属する世帯全員が住民税非課税の場合に交付されません。

■平成29年度の保険料額が決定します

7月中旬に、後期高齢者医療被保険者の皆さんに平成29年度後期高齢者保険料額決定通知書を送付します。保険料額は、均等割額（47,900円）と所得割額（基礎控除後の所得額の9・26割）を合計した金額で、年額57万円が上限額です。

●所得額によって保険料が軽減される場合があります

なお、所得の低い人については、平

## 歯科口腔（こうくう）健診を 受診しましよ

今年度も、後期高齢医療制度加入者の「歯科口腔（こうくう）健診」を実施します。

身体の健康と合わせて口の中の健康を保っておかないと、飲み込む機能が低下するだけでなく糖尿病や心臓病など全身の病気に掛かりやすくなり、要介護状態まで進んでしまう恐れがあります。

特に高齢になると、むせたり、のどにつかえたりすることが多くなり、口の中の細菌などが誤って肺に入り肺炎を起こすこともあります。

毎年1回必ず「歯科口腔（こうくう）健診」を受けて、元気な歯と口を保ちましょう。

### 【対象者】

後期高齢医療制度の加入者

※老人ホームに入所されている方や長期間（6か月以上）病院に入院されている方、ほかの公共事業で同じような歯科健診を受診された方は対象になりません。

※7月に、対象者の方に案内・希望調査票を配布します。

### 【実施期間】

8月1日（火）～10月31日（火）

### 【実施機関】

町が契約している歯科医院

※申し込みや受診方法などの詳細は、案内書と合わせてお知らせします。

### 【自己負担額】

400円

### 【検査項目】

問診、歯、入れ歯の状況、かみ合わせ、口腔内の異常、飲み込む機能など

### 【申込・受診方法】

健診を希望される方は、町住民生活課へお申込みの上、町が発行する受診券を持って、健診機関で受診してください。

#### ▼お問い合わせ先

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線108）

成28年度に引き続き保険料が軽減されます。

また、後期高齢者医療保険の資格を得た日の前日に、被用者保険（協会けんぽ・健保組合・共済組合など）の加入者に扶養されていた人については、当分の間は均等割額が7割軽減され、所得割額は掛かりません。

### ■7月から保険料の徴収がはじまります

後期高齢者医療保険料は、年金からの差し引き、納付書での支払い、口座振替のいずれかにより納めていただく

こととなります。

### ●口座振替での納付がとても便利です

年金からの差し引きや納付書での支払いをされている人についても、手続きをすると便利な口座振替に切り替えることができます。

ただし、確実な納付が見込めない人については、口座振替へ変更できない場合があります。

### ■医療機関の適正受診について のお願い

現在、休日や夜間に救急医療への受

診が増え、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたしています。必要な方が安心して医療が受けられるように、医療機関の受診や薬局で薬をもらう際には次のことに留意しましょう。

- ・体調が優れない場合は、軽い症状でも昼間の診療時間内に受診しておきましょう。
- ・かかりつけの医師を持ち、気になることは早めに相談しましょう。
- ・同じ病気で複数の医療機関を受診すると、医療費が増え、重複する検査や投薬で体に悪影響を及ぼす

心配もあります。

・後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同等の効果をもち、費用も安く済みます。「ジェネリック医薬品希望カード」を医療機関や薬局に提示し、利用について相談しましょう。

・薬には副作用があります。複数の薬を使用する場合は、飲み合わせによって副作用が強くなることもあります。お薬手帳の活用などにより、既に処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、飲み合わせには注意しましょう。